



IT事業

平成22年4月改定

商賠繁盛

賠償責任保険普通保険約款
賠償責任保険追加条項
情報サービス業者・電気通信事業者特約条項
(商賠繁盛IT事業用)
商賠繁盛追加条項
他



工 事 業

飲 食 業

販 売 業

製 造 業

運 送 業


サ ー ビ ス 業

I T 事 業

通常の賠償責任保険では補償の対象とならない、下記この保険は、システムやネットワークのトラブルによ


こんな事故の場合にお支払いする保険です。

情報の漏えい

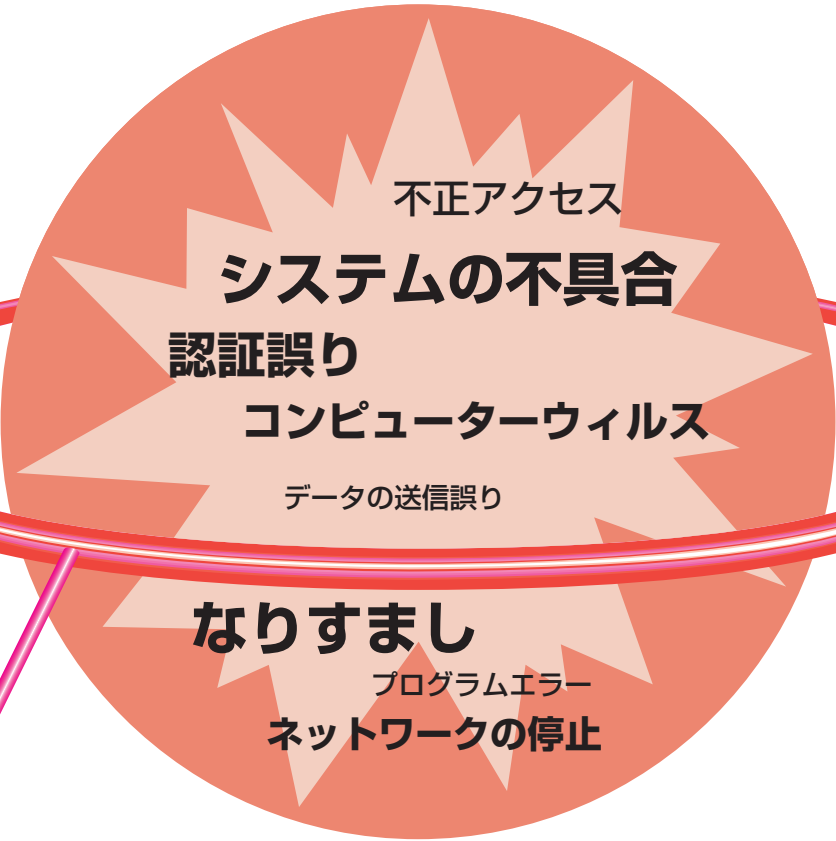


- 顧客情報を保管しているサーバーが不正アクセスを受け、クレジットカード情報等の顧客情報3万人分が漏えいした。顧客情報の管理に過失があったとして、顧客が集団訴訟により損害賠償請求を行った。
- 検知ソフトウェアによる不正アクセス検出があったが、有効な対応が遅れてしまい取引先の機密情報が盗取されてしまった。機密情報が盗取されたことについて取引先より損害賠償請求を受けた。

管理するネットワークの使用不能



- 自社の在庫管理システムの不具合により、取引先において商品在庫管理、発注が不能となり、取引先から当該期間の営業利益の損失につき損害賠償請求を受けた。
- システムインテグレータが構築した顧客企業の基幹システムにおいて、不具合により使用不能状態が6時間継続した。システムの使用不能により、顧客企業が被った経済的損害について損害賠償請求を受けた。



※賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は自己負担額を差し引いた額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。

お支払いする
 主な保険金の
 種類

損害賠償

データの再入力費用、
 使用不能損害、
 慰謝料…など




訴訟費用

の様な事故に見舞われた場合を補償する保険です。 る**第三者への賠償事故**をカバーする保険です。

データの消失・破壊



■自社の端末がコンピュータウィルスに感染していた状態で、取引先へメールを送信したところ、取引先サーバーに保管しているデータが全て消去され、損害賠償請求を受けた。

■ホスティング事業者が管理するデータベースに不具合が生じ、利用者が保管しているデータがすべて消去されてしまい、利用者から損害賠償請求を受けた。

著作権・人格権の侵害



■自社のホームページ上で運営している会員向けの掲示板にて、A会員のプライバシーを侵害する内容が掲載された。内容の削除等、処置をめぐり、管理者としての注意義務違反があるととしてA会員より訴えられた。

■システムインテグレーションが開発、提供したプログラムが、第三者作成のプログラムの著作権を侵害しているとして損害賠償請求を受けた。

訴訟になった場合の訴訟費用や
弁護士報酬…など

(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)



商賄繁盛 IT事業の特長

1 簡単な保険設計

■2つの保険金額パターン(1億円、5,000万円)から選択するだけで加入いただくことができます。IT事業者様やITを活用してビジネスを行う事業者様にとって必要となる補償がセットされています。

(P4をご参照ください。)

■保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高を確認いただくだけで保険料を算出することができます。

(P5をご参照ください。)

2 ITに関わる賠償事故を 包括的に補償

貴社のコンピュータシステムやネットワークの運営・提供において、第三者のデータの破損・消滅、情報漏えい、ネットワークの中断等による第三者への賠償リスクを包括的に補償します。

保 険 料 率 表

I. ITを活用してビジネスを行う事業者様

<基準値：売上高100万円あたり保険料率（単位：円）>

コード	業 種	売上高	保険金額（お支払限度額） 1億円		保険金額（お支払限度額） 5,000万円		免責金額 (自己負担額)
			基準値	加算値	基準値	加算値	
C1	製造業・建設業・小売業	15億円以下	418	0	366	0	10万円
		15億円超30億円以下	230	282,000	201	247,500	
C2	運輸業・倉庫業 その他非製造業（IT関連を除きます。）	10億円以下	888	0	776	0	
		10億円超20億円以下	488	400,000	427	349,000	
		20億円超30億円以下	275	826,000	241	721,000	
C3	卸売業・商社	6億円以下	1,462	0	1,278	0	
		6億円超15億円以下	804	394,800	703	345,000	
		15億円超30億円以下	453	921,300	396	805,500	
C4	学校・教育関連	3億円以下	4,023	0	3,516	0	
		3億円超8億円以下	2,213	543,000	1,934	474,600	
		8億円超15億円以下	1,247	1,315,800	1,090	1,149,800	
		15億円超30億円以下	1,046	1,617,300	914	1,413,800	

II. IT関連製品の開発・販売、ネットワークの運営を行う事業者様

<基準値：売上高100万円あたり保険料率（単位：円）>

コード	業 種	売上高	保険金額（お支払限度額） 1億円		保険金額（お支払限度額） 5,000万円		免責金額 (自己負担額)
			基準値	加算値	基準値	加算値	
CA	システムインテグレータ 企業向けのシステムの構築	2億円以下	10,149	100,000	8,965	100,000	30万円
		2億円超5億円以下	5,582	1,013,400	4,931	906,800	
		5億円超10億円以下	3,146	2,231,400	2,779	1,982,800	
		10億円超30億円以下	2,639	2,738,400	2,331	2,430,800	
CB	パッケージソフトウェア開発・販売 個人または法人向け汎用ソフトウェアの開発	2億円以下	5,693	100,000	5,029	100,000	
		2億円超5億円以下	3,131	612,400	2,766	552,600	
		5億円超10億円以下	1,765	1,295,400	1,559	1,156,100	
		10億円超30億円以下	1,480	1,580,400	1,308	1,407,100	
CC	インターネットサービスプロバイダ インターネット接続事業者	2億円以下	4,951	100,000	4,373	100,000	
		2億円超5億円以下	2,723	545,600	2,405	493,600	
		5億円超10億円以下	1,535	1,139,600	1,356	1,018,100	
		10億円超30億円以下	1,287	1,387,600	1,137	1,237,100	
CD	アプリケーションサービスプロバイダ・ ホスティング	2億円以下	8,168	100,000	7,216	100,000	
		2億円超5億円以下	4,493	835,000	3,969	749,400	
		5億円超10億円以下	2,532	1,815,500	2,237	1,615,400	
		10億円超30億円以下	2,124	2,223,500	1,876	1,976,400	
CE	システムオペレーション・ データ入力代行	2億円以下	6,931	100,000	6,123	100,000	
		2億円超5億円以下	3,812	723,800	3,368	651,000	
		5億円超10億円以下	2,149	1,555,300	1,898	1,386,000	
		10億円超30億円以下	1,802	1,902,300	1,592	1,692,000	
CF	コンテンツサービスプロバイダ ネットワーク上で情報を配信する事業者	2億円以下	4,208	100,000	3,717	100,000	
		2億円超5億円以下	2,314	478,800	2,045	434,400	
		5億円超10億円以下	1,304	983,800	1,152	880,900	
		10億円超30億円以下	1,094	1,193,800	967	1,065,900	
CG	ハウジング 企業のサーバの受託管理	2億円以下	6,436	100,000	5,685	100,000	
		2億円超5億円以下	3,540	679,200	3,127	611,600	
		5億円超10億円以下	1,995	1,451,700	1,762	1,294,100	
		10億円超30億円以下	1,673	1,773,700	1,478	1,578,100	
CH	サイバーモール運営・ネット販売店舗 ネット上のショッピングモールの運営	2億円以下	5,693	100,000	5,029	100,000	
		2億円超5億円以下	3,131	612,400	2,766	552,600	
		5億円超10億円以下	1,765	1,295,400	1,559	1,156,100	
		10億円超30億円以下	1,480	1,580,400	1,308	1,407,100	

保 険 料

最近の会計年度の年間売上高 基準値 加算値 事故対応費用（オプション） 年間保険料

$$\left(\boxed{} \text{百万円} \times \boxed{} + \boxed{} \right) \times (1.05) = \boxed{} \text{円}$$

(10円未満四捨五入)

•分割払の場合には、保険料の額、払込方法等により、保険料が増える場合があります。

注①上記保険料は確定保険料となります。

そのため、保険期間終了後の確定精算手続きは不要です。(「保険料の確定に関する追加条項」をセットするご契約となります。)

ただし、下記①～③に該当する場合は概算保険料方式でのお引受けとなります。

①「最近の会計年度の年間売上高」と「保険期間中の見込売上高」が大幅に異なる場合

②新規事業の場合

③お客さまのご希望により概算保険料とする場合

概算保険料方式でお引受けする場合には、「最近の会計年度の年間売上高」を「保険期間中の見込売上高」に読み替えて保険料を算出します。

注②最近の会計年度の年間売上高は、原則として整数値としますが、小数点以下第3位まで算入することができます。(この場合、小数点第4位を四捨五入します。また、百万円単位まで正確に売上高をご確認願います。)

注③最近の会計年度の年間売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか改めてご確認いただき、相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。

ご契約に際しては、保険契約申込書の他に告知書が必要となります。また、告知書の内容によりお引き受けできないことがあります。あらかじめご了承ください。

保険金のお支払い事例

このような事故が発生しています!

業種	事故の概要
システム インテグレータ	顧客企業へ納入したシステムに不具合が生じ、3時間使用不能となり、喪失利益等の損害賠償請求を受けた。
公益団体	公益団体が管理する住民健康診断データ(含む病歴)数万人分が漏えいした。
インターネット サービスプロバイダ	プロバイダが運営する掲示板に、第三者のプライバシーの侵害に係る内容が書き込まれた。被害者の要請にもかかわらず、内容の掲載を継続した結果、被害者よりプライバシー侵害に関わる損害賠償請求を受けた。
アプリケーション サービスプロバイダ	顧客企業に納入したアプリケーションの欠陥により、ユーザーのデータが破損。再入力費用および使用不能損害等の損害賠償請求を受けた。
卸売業	物流システムが使用不能となり、取引先のレストランチェーンへの食材の納入がストップ。レストランチェーンより2日分の喪失利益の賠償請求を受けた。
モール運営	運営するネット販売店舗から顧客情報(メールアドレス)が不正アクセスにより漏えい。多数の顧客に迷惑メールが送付された。

商 昭 繁 盛 (IT 事業)の主な補償内容

■ すべてのご契約にセットされる補償

<p>コンピューターシステム、ネットワーク等の 運営、提供等における賠償責任 (情報サービス業者・電気通信事業者特約条項 (商昭 繁盛IT事業用))</p>	<p>被保険者が保険証券記載の業務を遂行するために、日本国内において行うネットワークの所有、使用もしくは管理または情報メディアの提供にあたり、次の①から④までに掲げる事由に起因して提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。</p> <p>① 被保険者が所有、使用もしくは管理するネットワークの全部もしくは一部が停止すること、または被保険者が提供する情報メディアの瑕疵 (かし) (コンピュータウイルスに感染している状態を含みます。以下、同様とします。)に起因する、第三者の業務の遂行の全部もしくは一部の休止または阻害により生じた経済的損失</p> <p>② 不正アクセス等または被保険者が提供するデータベース、ソフトウェアもしくはプログラムの瑕疵 (かし)により生じた電子データの漏えいに起因する、第三者のプライバシーの侵害、名誉もしくは信用のき損または経済的損失</p> <p>③ 不正アクセス等または被保険者が提供する情報メディアの瑕疵 (かし)に起因する、第三者の情報の消去もしくは損傷または阻害により生じた経済的損失</p> <p>④ 被保険者が提供する情報メディアに起因する、第三者の人格権の侵害または著作権の侵害</p>
--	--

■ 任意にご加入いただける補償 (オプション)

<p>事故対応費用 (事故対応特別費用担保追加条項)</p>	<p>訴訟に対応するための文書作成費用、訴訟対応のための役職員の人件費・交通費・事故現場の調査費用・記録費用、通信費等を補償します。 この補償の保険金額は、保険期間を通じて、1,000万円限度となります。</p>
------------------------------------	--

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合を記載しています。詳細は普通保険約款、特約条項および追加条項をご確認ください。

賠償責任保険普通保険約款による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物 (受託・管理財物)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑦ 排水または排気 (煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

賠償責任保険追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ① 原子核反応、原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ② 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③ 汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、拡散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者 (被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。)が行う次のア. からエ. までの仕事に起因する賠償責任
 - ・ 医療行為
 - ・ あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
 - ・ 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
 - ・ 身体美容または整形
- ⑤ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など

情報サービス業者・電気通信事業者特約条項による保険金をお支払いできない主な損害賠償請求

- ① 被保険者の使用人等が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ② 被保険者もしくはその使用人等による不正アクセス、ゲリラ活動等の侵害行為または犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ③ 保険証券記載の遡及日 (以下「遡及日」といいます。)より前に生じた事由に起因する一連の損害賠償請求
- ④ 遡及日より前に、被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の

中で申し立てられた事実と同一または関連する事実起因する損害賠償請求

- ⑤ この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合、または知っていたと判断できる合理的な理由がある場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑥ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑦ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑧ 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次の原因による場合を除きます。
 - ・ 火災、破裂または爆発
 - ・ 偶然な事故によるネットワーク構成機器・設備の滅失、損傷または汚損 (以下、滅失、損傷または汚損を「損壊」といいます。)またはネットワーク構成機器・設備の機能の停止
- ⑨ 他人の身体の障害、財物の損壊または紛失もしくは盗取に起因する損害賠償請求
- ⑩ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
- ⑪ 人工衛星 (これに搭載された無線設備等の機器を含みます。)の損壊または故障に起因する損害賠償請求
- ⑫ 保険証券記載の業務を除き、被保険者が開発または作成した情報メディアに起因する損害賠償請求
- ⑬ 特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑭ 被保険者の業務の対価 (販売代金、手数料、報酬等)の見積りまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑮ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑯ 被保険者または使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えるべきことを認識しながら (認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑰ 被保険者の使用人 (雇用契約または労働契約の有無にかかわらず、被保険者の業務に従事する者をいいます。)に対する損害賠償請求
- ⑱ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑲ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害 (商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。)に起因する損害賠償請求
- ⑳ 次の事由に起因する損害賠償請求
 - ・ 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと
 - ・ 上記に掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務または上記に

掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断(コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。)

- ① 通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの瑕疵(かし)によって生じた損害賠償請求
- ② ソフトウェアもしくはプログラムの瑕疵(かし)によって、そのソフトウェアもしくはプログラムのテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた事

由に起因する損害賠償請求

- ③ 業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)
- ④ 業務の結果のうち損害賠償請求の原因となったもの、およびそれらと同種の業務の結果の回収、検査、修正、交換、やり直しその他必要な措置のために要した費用

など

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
<3>損害賠償の請求の内容
 - 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 - 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日以上の日数を

要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払までの期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
 - 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
 - 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記窓口へご連絡ください。

【窓口:事故サポートデスク】

 **0120-727-110**

〈受付時間〉

平日:午後5時～翌日午前9時

土日祝日:24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 商賠繁盛は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)制度の対象ではありません。
- 商賠繁盛の保険期間(保険のご契約期間)は1年間となります。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- 実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払いください。保険期間が開始した後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までに支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなかつたり、保険契約が解除される場合があります。
- 保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、ご確かめください。
- この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 概算保険料方式のご契約については、保険期間終了後に、確定した保険期間中の売上高に基づき算出した保険料との差額を確定精算として精算します。確定精算時の精算保険料算出の基礎数字となる売上高については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいた場合で、かつ、保険料が最低保険料となっているご契約については、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料返れいは行いません。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

①被保険者が個人(※)のお客さまの場合

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)、個人に含みます。また、被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。

<告知事項>

保険契約申込書に★印がある項目

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

<告知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(※)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の①記名被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)、②業務内容欄 ③損保ジャパンが保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項をいいます。

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

①被保険者が個人(※)のお客さまの場合

<通知事項>

告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)、個人に含みます。

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

<通知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故

が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。))またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせをお願いします。

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：(株)損害保険ジャパン】

 **0120-888-089**

<受付時間>

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

<インターネットホームページアドレス>

<http://www.sompo-japan.co.jp>

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：(社)日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808**

受付時間

平日：午前9時15分～午後5時

<インターネットホームページアドレス>

<http://www.sonpo.or.jp/>

■ このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

お問い合わせ先(取扱代理店)

[引受保険会社]

 **株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL. 03(3349)3111

インターネットホームページアドレス

<http://www.sompo-japan.co.jp>

(SJ10-20943 2011.01.13)05531-02 11.02(99LL5152) 167970 Ver 3.01